

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名：病態系歯学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>病態系歯学は、顎口腔領域における多様な疾病の検査・診断・治療体系の確立、ならびに口腔顎顔面機能の回復、リハビリテーションを目指す学術分野である。基礎系および臨床系歯学、さらには医学全域と連携し、総合的かつ網羅的に研究を充実促進させることを目的とする。</p> <p>このために、口腔外科学、歯周病学、口腔病理学、歯科放射線学、口腔衛生学などの病態系歯学の各分野の英知を結集する必要がある。</p> <p>本分科会では、研修のみならず教育、臨床全般についても幅広く議され、その成果は各方面に発信されることを期待する。</p>
4	審議事項	<p>顎口腔領域疾病の病態を解明し、細分化される学術分野を統合あるいは融合すること</p> <p>2. 顎口腔疾患の病理ならびに病態生理の究明を行い、機能回復歯学に発展させること</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上継続設置